

## 公募説明書

令和3年12月20日付けで公募に付した随意契約参加確認公募の詳細については、この公募説明書によるものとする。

### 1 公募する趣旨

本契約については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に基づく地域生活支援事業に係る相談支援事業として、また法第77条の2に規定する基幹相談支援センターとして、障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行うなど中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関との連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する相談支援活動における拠点としての役割を果たす必要があることから、旭川市障害者総合相談支援センター共同事業体（社会福祉法人敬生会、医療法人社団圭泉会）（以下「契約予定者」という。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、契約予定者以外の者で、次の応募要件を満たし、本契約の受託を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、応募する者がいない又は応募要件を満たす者がいない場合にあつては、契約予定者との契約手続に移行し、応募要件を満たす者からの応募があつた場合にあつては、契約予定者と応募者とで競争性のある契約手続に移行し、指名型プロポーザルにより受託候補者の特定を行うこととする。

### 2 担当部局

旭川市7条通10丁目旭川市第二庁舎2階 福祉保険部障害福祉課障害事業係  
電話 0166-25-6476 FAX 0166-24-7007

### 3 契約概要

- (1) 業務名 旭川市障害者総合相談支援センター運営業務
- (2) 契約内容 法第77条に基づく地域生活支援事業に係る相談支援事業及び法第77条の2に規定する基幹相談支援センターとしての業務を本市が設置する旭川市障害者総合相談支援センター（愛称：あそと）（以下「センター」という。）において実施する。
- (3) 履行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 4 委託料等について

#### (1) 委託料について

##### ア 委託料の内訳

人件費（給料、諸手当及び法定福利費）及び事務費（車両関係費【賃借料、保険料、燃料費、車検その他点検及び修理等分】、会議費【参加費・会場費等】、研修研究費、事務消耗品費【印刷製本費含む】、通信運搬費、広報費、手数料、PC及びコピー複合機関係費【賃借料、保守料】、渉外費など）

##### イ 委託料の目安

公募の日において概ね46,500千円（消費税非課税事業）を見込んでいることから、業務委託料の積算にあつては、この額を目安とすること。なお、上記金額は確定したものではなく、本業務に係る予算が成立し、予算配当されることが条件であることについて留意されたい。

(2) 費用負担について

別に定める旭川市障害者総合相談支援センター運營業務仕様書「10 費用負担等」の項を参照のこと。

5 応募要件

(1) 基本的要件

ア 法第51条の17に規定する指定特定相談支援事業者及び法第51条の14に規定する指定一般相談支援事業者として旭川市内に事業所を有し、活動実績があること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 市町村税を滞納していない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(2) 備品、設備等に関する要件

旭川市障害者総合相談支援センター運營業務仕様書に示す「備品、設備等の維持管理」を実施することができること。

(3) 中立性・公平性に関する要件

センターの中立・公平な運営を図り、適切な相談支援を実施可能であること。

(4) 守秘性に関する要件

個人情報の取扱いに際しては関係法令及び旭川市障害者総合相談支援センター運營業務仕様書に示す「利用者情報及び相談内容の管理」の内容を遵守し、個人情報の適切な保護と利用を行うこと。

(5) 履行執行（配置職員）体制に関する要件

センターに配置される職員は、概ね週40時間勤務の者（以下「常勤職員」という。）と週20時間以上勤務で常勤職員の勤務時間を満たさない者（以下「非常勤職員」という。）とし、常勤職員と非常勤職員を合わせて8名以上とすること。

なお、上記に加え次の要件を満たす必要がある。

ア センターの職員は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、介護支援専門員のいずれかの資格を有する者、又は相談支援従事者初任者研修修了者（重複可）とし、うち精神保健福祉士の有資格者は3名以上の配置とすること。

イ センターに配置される職員の半数以上は、常勤職員かつ履行期間初年度において相談支援従事者現任研修の初回受講から3年以上の実務経験（見込）を有する者を配置とすること。

なお、当該職員については、北海道が実施する主任相談支援専門員研修を受講させなければならない。

(6) その他必要と認める要件

別に定める旭川市障害者総合相談支援センター運營業務仕様書に示す業務が履行

できること。

なお、複数の事業者が共同して応募することも可とするが、その場合は構成する全ての事業者が、上記(1)の基本的要件を満たしていること。

## 6 参加意思確認書等の提出

本公募に参加を希望する者は、次のとおり参加意思確認書等を提出しなければならない。

### (1) 提出書類

ア 参加意思確認書（様式1）

イ 履歴事項全部証明書

ウ 納税証明書（市町村税の滞納がないことの証明）

エ 法人の令和2年度収支決算書

オ 従事予定者の履歴書及び資格証明書（「5 応募要件 (5)」の内容が確認できる書類）

(2) 提出期限 令和4年1月14日（金）午後5時まで

(3) 提出場所 2に同じ。

(4) 提出方法 持参すること。

### (5) その他

ア 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書は無効とする。

イ 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 市長は、提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査以外に提出者に無断で使用しない。

エ 提出された参加意思確認書等は返却しない。

オ 複数の事業者が共同して応募する場合は、複数事業者間の役割、責任分担、構成等が記されている書面写し（様式参考例）を提出するとともに、構成する事業者全てにおいて上記(1)イ、ウ、エ及びオの書類を提出すること。

## 7 参加意思確認書等の審査結果通知

参加意思確認書等の提出があった者には、令和4年1月24日（月）までに次に掲げる事項を記載した参加意思確認結果通知書（様式2）をファクシミリにより通知する。なお、通知期限の翌日において、いまだ通知が無い場合は、2に連絡し確認すること。

(1) 応募要件を満たすとした者にあつては、応募要件を満たすとした旨並びに今後の契約手続についての概要及び詳細について別途通知する旨

(2) 応募要件を満たさないとした者にあつては、応募要件を満たさない旨及びその理由並びに所定の期限までに応募要件を満たさない理由について説明を求めることができる旨

## 8 その他

(1) 参加意思確認書等に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書が無効とすることがある。

(2) その他の本公募に関する問い合わせ先 2に同じ。